

予 防 接 種 制 度 の 概 要

我が国の予防接種制度は、昭和23年制定の予防接種法に基づいて予防接種を行い、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与している。

予防接種の変遷については別添1参照

■ 予防接種法

※[]内は、政令又は省令で規定

1. 目 的

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。(法第1条)

2. 概 要

(1) 予防接種の実施

【定期の予防接種】

○疾病分類 (法第2条)

[予防接種法施行令/予防接種実施規則]

一類疾病

ジフテリア [1期：生後3～90月未満・2期：11以上13歳未満/DPT&DT]

百日せき [生後3～90月未満/DPT]

急性灰白髄炎 [生後3月～90月/ポリオ生ワクチン]

(ポリオ)

麻しん [1期：生後12～24月・2期：小学入学1年前・3期：13歳相当・4期：18歳相当/単味 or MR]

風しん [1期：生後12～24月・2期：小学入学1年前・3期：13歳相当・4期：18歳相当/単味 or MR]

日本脳炎 [1期：生後6～90月・2期：11以上13歳未満/単味]

破傷風 [1期：生後3～90月未満・2期11以上13歳未満/DPT&DT]

結核 [生後6月未満(例外1歳まで)/BCG]

政令で定める疾病[痘そう]

二類疾病

インフルエンザ [65歳以上 or 60～65歳未満の呼吸機能等不全者/単味]

○対象者 (法第3条) 上記の定期にある者

○実施主体 (法第3条) 市町村

【臨時の予防接種】（法第6条）

- 対象疾病 一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもの
- 対象者 まん延予防上緊急に必要があると認めるときに、対象者・期間を指定
- 実施主体 都道府県知事又は都道府県知事の指示を受けた市町村長
 - ※厚生労働大臣は都道府県知事に対して指示をすることができる

【予防接種を行ってはならない場合】（法第7条）

予防接種を受けようとする者について、[問診、検温及び診察]により健康状態を調べ、当該予防接種の接種不適合者に該当すると認めるときは、予防接種を行ってはならない。

【予防接種を受ける義務】（法第8条）

定期の一類疾病又は臨時の予防接種の対象者は、当該予防接種を受けるよう、保護者は対象者に予防接種を受けさせるよう努めなければならない。

（2）その他

○基本指針（法第20条）

結核、インフルエンザ及び麻疹について、予防接種の推進を図るための指針を定めなければならない。

○費用の支弁（法第21条から第23条まで）

- ・ 予防接種を行うため及び給付に要する費用は、市町村の支弁とする。
- ・ 臨時の予防接種については、都道府県は市町村の支弁の2/3、国はその1/2を負担
- ・ 給付に要する費用は、都道府県は市町村の支弁の3/4、国はその2/3を負担

○実費の徴収（法第24条）

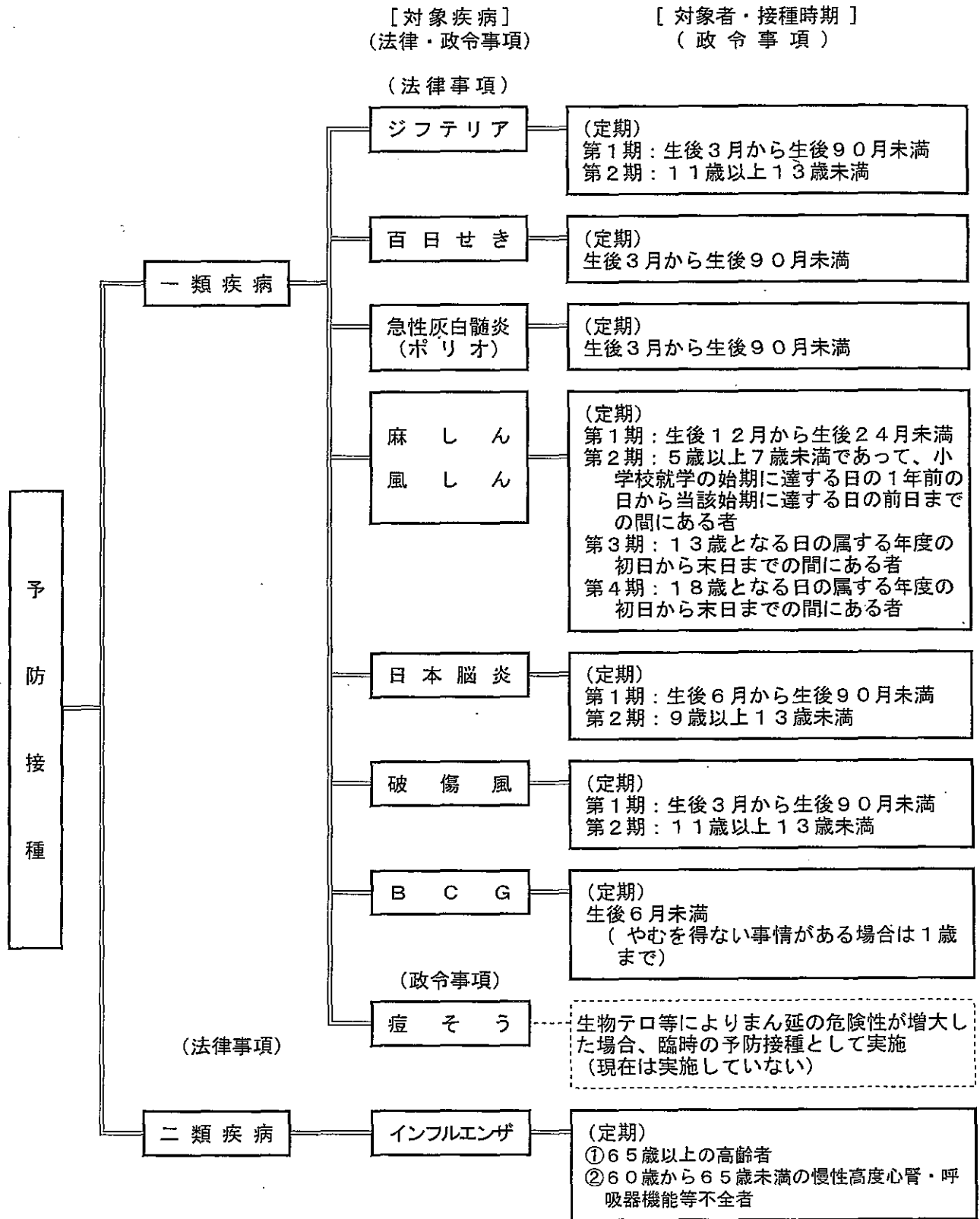
定期の予防接種については、実費を徴収することができる。ただし、経済的理由により、費用負担ができないときは、この限りではない。

○事務の区分（法第25条）

以下の事務は法定受託事務

- ・ 臨時の予防接種に関する事務
- ・ 健康被害の救済に関する事務

予防接種法に規定される対象疾病



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種（生後6ヶ月未満まで）の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成19年4月1日から結核予防法の廃止により、BCG接種を予防接種法に追加。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの第3期・第4期の対象を時限的に（5年間）追加

定期の予防接種

一類疾病

対象疾病	ワクチン	接 種						備 考	
		対 象 者	標準的な接種期間※	回数	間 隔	接種量	方 法		
ジフテリア 百日せき 破傷風	沈降精製百日 せきジフテリア 破傷風混合ワ クチン(DPT) 若しくは 沈降ジフテリア 破傷風混合ワ クチン(DT) 沈降ジフテリア 破傷風混合ワ クチン (DT)	1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	生後3月に達した時 から生後12月に達す るまでの期間	3回*	20日間から 56日間まで	各0.5ml	*DTワクチンを用いる場合は2回	
		1期追加	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終 了後、6月以上の間隔を おく)	1期初回接種(3回) 終了後12月に達した 時から18月に達する までの期間	1回		0.5ml		
		2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から 12歳に達するまでの 期間	1回		0.1ml		
急性灰白 髄炎 (ポリオ)	経口生ポリオワ クチン	生後3月から生後90月に至るまでの 間にある者	生後3月に達した時 から生後18月に達す るまでの期間	2回	41日間以上	各0.05ml	経口	<ul style="list-style-type: none"> 経口生ポリオワクチンは、室温で融解した 後、よく振って混和させること。融解後にウ イルス力価が急速に低下することから、速 やかに接種すること 経口生ポリオワクチンの輸送にはドライアイ スを入れたアイスボックス又はジャーを用い ること 融解した経口生ポリオワクチンを輸送する場 合は、所定の貯蔵条件を維持すること 経口生ポリオワクチンの接種は、融解した経 口生ポリオワクチンを消毒済みの経口投与 器具で直接口腔内に注入して接種すること 投与直後に接種液の大半を吐き出した場合 は、改めて0.05mlを接種すること いったん経口投与器具に取った接種液を速 やかに使用しなかった場合は、廃棄するこ と 下痢症患者には、治癒してから投与すること 	
麻しん	乾燥弱毒生麻し んワクチン 又は 乾燥弱毒生麻し ん風しん混合ワ クチン (MR)	1期	生後12月から生後24月に至 るまでの間にある者	/	1回		0.5ml	皮下	<ul style="list-style-type: none"> 1期の予防接種は、できるだけ早期に接種 を行うこと 風しんと同時に行う第1期又は第2期の接種 は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン を用いて接種を行うこと。 乾燥弱毒生麻しんワクチン、又は乾燥弱毒生 麻しん風しん混合ワクチンは、融解後にウ イルス力価が急速に低下することから、融解後 速やかに接種すること
		2期	5歳以上7歳未満の者であ って、小学校就学の始期に達す る日の1年前の日から当該始 期に達する日の前日までの間 にあるもの		1回		0.5ml		

定期の予防接種

一類疾病

対象疾病	ワクチン	接 種						備 考	
		対 象 者	標準的な接種期間※	回数	間 隔	接種量	方法		
麻疹		3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 *	/	1回		0.5ml		* 平成20年度から24年度までの、5年間の 時限的措置
		4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 *		1回		0.5ml		
風しん	乾燥弱毒生風しんワクチン 又は 乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン (MR)	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	/	1回		0.5ml	皮下	・麻疹と同時に第1期又は第2期の接種は、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。 ・乾燥弱毒生風しんワクチン、又は乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンは、融解後にウイルス力価が急速に低下することから、融解後速やかに接種すること
		2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		1回		0.5ml		
		3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 *		1回		0.5ml		
		4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 *		1回		0.5ml		
日本脳炎	日本脳炎ワクチン	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日間から28日間まで	(3歳以上) 各0.5ml (3歳未満) 各0.25ml	皮下	・現行の日本脳炎ワクチンの使用と重症ADEM(急性散在性脳髄膜炎)との因果関係があるとの判断から、より慎重を期するため、日本脳炎の予防接種の積極勧奨は差し控えること ・なお、日本脳炎の流行地へ渡航する場合、蚊に刺されやすい環境にある場合等、日本脳炎に感染するおそれが高く、本人又はその保護者が特に希望する場合には、効果及び副反応を説明し、明示の同意を得た上で、接種を行うことは差し支えないこと
		1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回終了後おおむね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回		(3歳以上) 0.5ml (3歳未満) 0.25ml		
		2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		0.5ml		
結核	BCGワクチン	生後6月未満 (地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によるやむを得ないと認められる場合においては1歳未満)	/	1回			所定のスポイトで滴下	経皮	・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない

※ 標準的な接種期間とは、定期の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対する技術的助言として定められている。

定期の予防接種

二類疾病

対象疾病	ワクチン	接 種			備 考	
		対 象 者	回数	接種量		方法
インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 	(毎年度) 1回	0.5ml	皮下	行政の積極的勧奨はない

予防接種制度改正の経緯

時期と制度	時代の状況	制度における国民への規制
昭和23年 予防接種法 の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者・死者が多数発生 ・流行による社会的損失防止が急務 ・社会防衛の強力な推進が必要 → 接種義務付きの法律の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則付きの接種の義務づけ ・包括的な義務規定（何人もこの法律に定める予防接種を受けなければならない）
昭和51年 予防接種法 の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者・死者が減少 ・予防接種による健康被害が社会問題化 → 健康被害救済制度の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則なしの義務規定（緊急接種を除く） ・個別具体的な義務規定（予防接種の対象者は、その指定された期日に、市町村長の行う予防接種を受けなければならない）
平成6年 予防接種法 の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者・死者が激減 ・医療における個人の意志の尊重 ・予防接種訴訟における司法判断 ・救済制度の充実 → 情報提供の充実、努力義務へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種は努力義務へ（受けるよう務めなければならない）
平成13年 予防接種法 の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生水準、医療水準は飛躍的に向上 ・インフルエンザ予防接種率低下 ・高齢者におけるインフルエンザの集団感染や症状の重篤化が社会問題化 → 高齢者へのインフルエンザ予防接種を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象疾病を二分類 <ul style="list-style-type: none"> 一類疾病：従来の小児における対象疾患（努力義務規定） 二類疾病：高齢者対象のインフルエンザ（努力義務なし 本人の希望による）
平成19年 予防接種法 の一部改正 (施行19.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・結核の実状から予防戦略の変更 → 結核予防法の廃止 結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に織り込まれた 	<ul style="list-style-type: none"> ・BCGは予防接種法の規定に織り込まれる